

令和4年度

教育指導部 教育指導課の方針書

|      |             |
|------|-------------|
| 組織名  | 教育指導部 教育指導課 |
| 所属長名 | 桐原 悦子       |

1. 組織の使命(ありたい姿)

横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・新学習指導要領に即した授業改善の推進及び資質・能力の育成に向けた指導・支援の充実
- ・外国語教育の一層の充実とICT教育の推進
- ・いじめ、不登校の未然防止と個に応じた適切な対応や対策の実現
- ・特別な教育的支援を要する児童生徒に対する支援体制の機能強化
- ・就学前教育における保育の質の向上と小学校教育との円滑な接続の推進

3. 今年度の『スローガン』

あしたも笑顔で♪  
～イ・・・イメージ、く・・・組み立て、よ・・・横手の力で 創る！～

4. 今年度の方針

- ICT活用の推進と言語活動の充実による一層の授業改善
- 就学前教育・保育及び特別支援教育の充実
- 不登校適応対策といじめの早期発見・早期解消

5. 今年度の重点取組項目

|     |         |   |
|-----|---------|---|
| (1) | 実現したい成果 | 言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上   |
|     | 取組内容    | ・新学習指導要領による授業改善の推進に向けた指導・支援の充実<br>・情報活用の視点を加えたNIE、学校図書館の有効利活用の推進<br>・異文化理解を促進し、コミュニケーション能力の素地、基礎を養う外国語教育の充実<br>・プログラミング教育及び情報活用能力の育成に向けたICT活用の取組の推進   |
| (2) | 実現したい成果 | 就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実   |
|     | 取組内容    | ・就学前教育担当指導主事及び教育・保育アドバイザーの配置による専門的見地からの就学前教育における指導力向上のための指導・助言と連携推進<br>・「横手市幼小接続推進協議会」を含む相互理解、連携推進に向けた事業の展開<br>・支援員の効果的活用による特別な支援を要する児童生徒の実態に応じた指導・支援 |
| (3) | 実現したい成果 | 不登校、いじめの早期発見・早期解決を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携  |
|     | 取組内容    | ・不登校適応指導教室における相談活動及びきめ細かな支援のより一層の充実<br>・横手市いじめ防止等対策モデル事業(横手明峰中学校区)の推進<br>・「Y8サミット」を中心とした生徒会活動の充実  |

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1)言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
  - ・計画訪問(41回)、教育長訪問(16校)による、新学習指導要領による授業改善の推進に資する具体的な指導・助言。
  - ・研究指定2年次目の増田中学校区における研究推進。
  - ・学校図書館合同研修会(6/17)、NIEコンクール開催要項配布(7月)
  - ・明海大学連携による小学校教員外国語指導力向上研修会(第1回～6回:5月～9月):推進校横手南小学校
  - ・教科等学校訪問時におけるICT機器活用場面の例示、教職員の意識向上。
- (2)就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
  - ・就学前施設訪問(28回)による各施設の実態に応じた具体的な指導・支援。
  - ・第1回横手市幼小接続推進協議会(6月)、職員体験事業(6～9月)実施。
  - ・支援員研修会を実施し、特別支援教育支援員、日本語支援員、非常勤看護師訪問による個々の実態に応じた指導。
  - ・特別支援学級における教育課程及び自立活動についての指導。
  - ・「就学や教育に関する相談会」「第1回横手市就学相談会」の実施。
- (3)不登校、いじめの早期発見・早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
  - ・生徒指導担当者会を中核とする各部会と連携した組織的体制の構築。
  - ・児童会と生徒会の連携によるいじめ根絶に向けたあいさつ運動等の実施。
  - ・3回(5月、8月、9月)のY8サミット開催。11/10の政策提案型Y8サミット創快横手市議会に向けた学習、準備。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
  - ・計画訪問(21回)、教育長訪問(4校)の実施。
  - ・11月2日(水)公開研究会の開催による、成果と課題の共有。
  - ・学校図書館合同研修会(10/14)、NIEコンクール審査会(12/19)表彰式(1月末)
  - ・明海大学連携による小学校教員外国語指導力向上研修会(第7回～9回:10月～12月)
  - ・質の高い授業改善に結び付くICT活用事例研修の充実。
  - ・拡大ICT教育推進委員会研修会(10/24)横手南中ICT推進事業公開研究会
- (2)就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
  - ・就学前施設訪問(14回)実施予定。
  - ・第2回横手市幼小接続推進協議会(2月)の実施。今年度の成果と課題についての協議と来年度への接続。
  - ・支援員の適正な配置に向けた「令和5年度支援員配置希望調査」の実施。
  - ・「横手市就学支援委員会」「第2回横手市就学相談会」の実施。
  - ・就学前からの切れ目ない支援に資する「就学サポートファイル“すこやか”」「横手市個別の支援計画ファイル“バトン”」作成。
- (3)不登校、いじめの早期発見・早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
  - ・横手市いじめ防止等対策モデル事業(10/21)明峰中学校 新「明峰PRIDE宣言」発表予定。
  - ・各校の状況把握、関係機関との連携を密にした、実態に沿った具体的手段と支援。
  - ・Y8サミット創快横手市議会(11/10)に中学生議員として参加。各校の自治的活動への反映。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1)言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
  - ・62回の学校訪問や公開研究会を通して、新学習指導要領による授業改善の方向性を市内全小・中学校で共有し、各校の研究推進に活かすことができた。
  - ・タブレットと電子黒板等を活用し、お互いの考え方や表現を瞬時に共有するなどICTを活用した授業改善が行われた。次年度は県の事業「ICTを活用した授業改善支援事業」3年目の実践公開が予定されており、その成果を共有しつつ、教職員のICT活用指導力を高めていく。
  - ・新聞の活用による情報活用能力の育成と学校図書館の有効利活用を含めた読書活動の推進による言語能力の育成に向けて引き続き学校図書館、NIEに係る取組の充実を図っていく。
- (2)就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
  - ・幼児教育施設訪問を重ねるごとに園内の研修体制が整い、若手からベテランまで幅広い年齢層の職員が主体的に協議し、自園の教育・保育の質の向上を図ることができるようになってきた。
  - ・全ての児童生徒が安定した学校生活を送ることが出来るように、個別のニーズに応じた効果的な支援員の活用が図られた。
- (3)不登校、いじめの早期発見・早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
  - ・学校、不登校適応指導教室、その他関係諸機関との連携を密にしながら、児童生徒や保護者の不安や心配事を丁寧に聞き取り、きめ細かな支援を心掛けることができ、少しずつではあるが、状況の改善につながっている。
  - ・「横手市いじめ防止等対策モデル事業」のモデル推進校の取組を共有し、小・中学校の児童会・生徒会が主体となったあいさつ運動など地区の特色を生かした取組を展開できた。

教育指導部 学校教育課の方針書

|      |             |
|------|-------------|
| 組織名  | 教育指導部 学校教育課 |
| 所属長名 | 川津 久和       |

1. 組織の使命(ありたい姿)

安心して楽しく学べる教育環境づくりの推進

2. 組織の抱える課題(現状)

- スクールバスの交通事故防止とコロナ対策、スクールバス保有台数の増加による管理業務の改善  
今後の児童生徒数の推移に応じた車両配置の検討
- 通学路における交通事故防止のため、横断歩道・外側線等の再塗装や危険箇所の早期改善
- 奨学金制度のPRと、償還および滞納における適正な事務執行
- 奨学金返還助成制度の創設に伴う制度のPR
- 就学援助及び特別支援奨励費のオンライン学習通信費支給のための交付要綱改正

3. 今年度の『スローガン』

思い込みと慢心を無くし、想像力と解決力を高める

4. 今年度の方針

- スクールバスの安全で適正な管理・運行
- 学校通学路の安全対策の推進
- 奨学金、就学援助の周知及び適正な事務の執行

5. 今年度の重点取組項目

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| (1) | 実現したい成果 | スクールバスの安全で適正な管理・運行   |
|     | 取組内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバスの事故根絶、緊急時のスクールバス運行対応及び連絡体制の統一</li> <li>・コロナ対策として代替運転手の運行可能ルート数を拡大</li> <li>・スクールバス管理方法の適正かつ効率的な事務処理の推進</li> <li>・今後の児童生徒数の推移に対応したスクールバス車両配置と運行ルートの見直し</li> </ul> |
| (2) | 実現したい成果 | 学校通学路の安全対策の推進  |
|     | 取組内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路安全推進会議の開催と合同点検の実施</li> <li>通学路の危険箇所を把握し、合同点検を行い危険箇所の改善を図る</li> <li>※推進会議構成員／警察、国県市道の道路管理者、PTA代表、学校代表、教育委員会</li> </ul>   |
| (3) | 実現したい成果 | 奨学金、就学援助の周知及び適正な事務の執行  |
|     | 取組内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金制度のPRと、償還における現年分の確実な収納対応</li> <li>・奨学金返還支援制度の創設に伴う高校生や奨学生へのPRと、助成対象者への周知</li> <li>・就学援助及び特別支援奨励費のオンライン通信費支給のための交付要綱改正と適正な事務執行</li> </ul>                            |

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

### 【1】スクールバスの安全で適正な管理・運行

- ・4/1、スクールバス運転手に安全運行重点項目や運行管理マニュアル、道路交通法改定によるアルコールチェックを実施する旨を説明。4月の運行から検知器による検査を実施している。
- ・スクールバス運転手との緊急時の連絡体制について、今年度の学校教育課職員配置により見直しを行った。
- ・昨年度に引き続き、スクールバス運行における新型コロナウイルス感染症予防対策を継続(手指消毒、車内消毒、換気、マスク着用の励行)。
- ・新型コロナウイルスの濃厚接触者等に該当した場合、代替運転手を充て運行を行った。代替運転手は経験のあるコース以外も徐々に運行を行っているものの、まだまだ拡大の余地がある。
- ・特別運行の取りこぼし対策として、学校からスクールバス運転手への電話による事前確認と学校教育課からもスクールバス運転手へ通知及びメールによる事前確認を行い、確実な指示伝達を継続して行っている。
- ・雄物川小学校用スクールバスの購入(中型バス1台、12月納車予定)

### 【2】学校通学路の安全対策の推進

- ・7/26「第1回横手市通学路安全推進会議」を開催。昨年度の通学路改善対策実施状況の確認、今年度における各学校からの要望内容と合同点検の日程調整を行った。
- ・8/4～18に通学路合同点検を実施(横手、十文字、山内地区)。全小中学校からの要望を取りまとめ、横断歩道やグリーンベルトの再塗装の要望が多く、警察及び道路管理者へ改善をお願いした。
- ・8月、横手北小・中学校通学路の横手卸センター内に要望していた、信号機と横断歩道が設置された。

### 【3】奨学金、就学援助の周知及び適正な事務の執行

#### <奨学金及び返還支援>

- ・5/26、令和4年度横手市奨学生選考委員会開催し、申請者4人中、4人へ貸付を決定した。
- ・奨学金の前年度募集及び奨学金返還支援を実施するため、市内の高校及び中学校を5月下旬に訪問し制度内容を説明。高校及び中学校の3年生にチラシを配布し周知を図った。
- ・奨学金前年度募集/9月末現在、申請者3人、10月中に選考会を開催予定。
- ・奨学金返還支援/7/22、対象者79人に補助金申請書類を送付。9月末現在、12人の方へ交付決定を通知した。
- ・滞納者への償還通知及び納付書、現年分未納者への督促状を送付した。
- ・9月末現在収納率/現年分(納期到来分)94.74%、過年度分3.02%

#### <就学援助>

- ・申請者333人を審査し、268人を認定。その後、31人から随時申請があり26人を追加認定した。
- ・5/23、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の交付要綱を改正し、援助項目にオンライン通信費を追加した。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

### 【1】スクールバスの安全で適正な管理・運行

- ・10/19、スクールバス運転手を対象とした「安全運転講習会」を開催する。
- ・11月～3月、平鹿中でのスクールバス冬季運行を実施する。
- ・児童生徒数の推移を基に、実態に適したスクールバス運行、更新を実施する。

### 【2】学校通学路の安全対策の推進

- ・10/21「第2回横手市通学路安全推進会議」を開催し、通学路合同点検で確認した危険箇所について対策状況を確認する。
- ・冬季における通学路の除雪対応要望を把握し対応を道路管理者へ依頼する。

### 【3】奨学金、就学援助の周知及び適正な事務の執行

#### <奨学金及び返還支援>

- ・奨学金/令和4・5年度分の募集継続。・奨学金返還支援制度の周知を図る。
- ・未納者へ通知や電話、通知による催促を行い償還を促す。聞き取りにより生活実態を把握し償還方法の見直しを行う。また、償還に対する意思が認められない場合は、連帯保証人への告知、請求について説明した上で、市債権マニュアルに沿って、未納者連帯保証人へ保証債務履行請求書等の対応を順序立てて進める。

#### <就学援助>

- ・学用品やオンライン学習通信費など後期支払いの取りまとめを進める。
- ・新入学学用品費の入学前支給について、来年度の新1年生保護者への周知を図る。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

### 【1】スクールバスの安全で適正な管理・運行

- ・今年度、スクールバスの事故は2件発生している。いずれも大事には至らなかったものの、全運転手に対して改めて注意喚起を行い、再発防止に努めた。また、JAF秋田支部から講師を招き、事故原因や事故未然防止についての講習会を開催し、安全運転への意識向上を図った。
- ・学校や保護者からの乗車範囲の拡大や乗降場所の変更については、乗車可能席数を考慮しながらルートや場所の確認を随時行い可能な範囲で変更を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策として、手指消毒、マスク着用、換気、車内消毒を継続して行った結果、車内での感染拡大は無かったと認識している。国では車内のマスク着用を推奨しており、今後も感染対策を行う必要がある。
- ・スクールバス57台(内:レンタル1台、予備車4台)を運行するため、適正な車両管理のもと計画的な更新と児童生徒数の推移に応じた適正規模の整備が必要である。

### 【2】学校通学路の安全対策の推進

- ・横手市通学路安全推進会議において、小学校からの改善箇所を把握し、関係部署が通学路合同点検を実施した。推進会議により対応予定等を情報共有することにより、安全対策が進んでいる。一方で、道路改良には事業費が多くかかるため早急な改善が出来ない箇所もあり、学校での安全指導が不可欠となっている。引き続き、危険箇所の把握と改善に努める必要がある。

### 【3】奨学金、就学援助の周知及び適正な事務の執行

<奨学金> 令和4年度分/貸付決定者5人、令和5年度分/貸付決定者11人。

- ・貸付額の増額や償還期間の延長、前年度募集を行った結果、申請方法等の問い合わせも多くあり、前年度募集は一定の効果が現れている。今後も高校の進学担当に直接お会いし、制度を周知していく。
- ・奨学金の償還に関しては、未納者への通知や電話、訪問による催促を行い償還を促した成果が若干あるものの、今後も滞納者の生活実態状況を確認しながら、償還に向けた対応を強化していく必要がある。

#### <奨学金返還支援>

- ・経済的不安の低減に対する効果として、申請者より有難い制度との意見がある。また地元への定住や次世代を担う人材確保を図るためにも、制度の周知が必要である。

#### <就学援助>

- ・就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の交付要綱を改正し、援助項目にオンライン通信費を追加し支給を行った。
- ・令和5年度就学援助申請のお知らせを、学校を通じ保護者へ配布。制度内容を課員で共有し、申請の受付を行った。来年度の支給に向け、認定作業を適正に行っていく。

# 令和4年度

## 教育指導部 学校給食課の方針書

|      |             |
|------|-------------|
| 組織名  | 教育指導部 学校給食課 |
| 所属長名 | 岩瀬 司        |

### 1. 組織の使命(ありたい姿)

安全で安心な、子どもが親しむ学校給食の提供

### 2. 組織の抱える課題(現状)

- 学校給食における安全・衛生管理の徹底と食育活動の更なる推進
- 給食業務の効率・効果的な取組の推進

### 3. 今年度の『スローガン』

「食」・「人」・「風土」を愛する心を育む学校給食

### 4. 今年度の方針

- 安全・安心で充実した学校給食の提供
- 安定して提供できる給食業務体制の構築

### 5. 今年度の重点取組項目

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| (1) | 実現したい成果 | 安全で信頼される学校給食の提供  |
|     | 取組内容    | ・秋田県版HACCPに基づく衛生管理、指導の徹底<br>・感染症予防対策の徹底と業務継続計画の作成、周知<br>・危機管理及び食物アレルギー対応マニュアルの遵守       |
| (2) | 実現したい成果 | 食育活動の推進  |
|     | 取組内容    | ・横手市産の旬な食材を使用した郷土食の提供<br>・給食における地場産物の安定的な生産・供給体制の再構築<br>・栄養教諭等による食に関する指導及び活用の充実        |
| (3) | 実現したい成果 | 給食センター委託化及び再編  |
|     | 取組内容    | ・調理業務委託事業者の選定及び業務委託契約の締結<br>・給食センター施設等改修工事及び調理機器購入の計画的な執行<br>・令和5年4月からの円滑な委託業務のための移行準備 |

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

### (1)安全で信頼される学校給食の提供

・8/5学校給食調理員等研修会を開催し、外部講師による給食従事者の衛生的行動と題して、様々な事故例を基に食品を取り扱う意識と行動について再確認した。

・コロナ感染による給食提供停止を防ぐため、業務継続計画の周知徹底と更新を行い、職員の感染防止対策の意識高揚を図るとともに、万が一に備えた体制の強化を図った。

### (2)食育活動の推進

・給食食材納品業者(市内農家会)と意見交換を行い、地産地消の積極的な取組を図るとともに、地場産野菜の計画的な活用について情報共有を図った。

・栄養教諭等による学校訪問や給食指導などを活用し、食を通じた食育指導を行った。また、農林部と連携し、「横手のごっつお給食」を実施し、地場産食材の活用と地産地消への取り組みを図った。

### (3)給食センター委託化及び再編

・9/26横手市学校給食センター調理及び配送等業務委託の受託候補者選定に係るプロポーザル審査会を実施し、最優秀提案事業者を決定した。

・当初予算に計上した工事2件、備品購入12件(議案案件1件)、設計業務1件について発注、契約を完了した。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

### (1)安全で信頼される学校給食の提供

・ノロウイルス等の発生時期を向かえることから、より一層日常の健康観察を十分行い、センター内での感染予防を徹底する。

・継続的に給食を提供するため、コロナをはじめ感染症への予防意識を高め、「報・連・相」を徹底し事案に対応する。

### (2)食育活動の推進

・給食食材納品業者(市内農家会)と意見交換を行い、計画的な地場産野菜の使用率向上に向けて引き続き取り組む。

・学校、栄養教諭等における食育指導などを積極的に行うとともに、可能な範囲で試食会等の行事が実施できるよう取り組む。

### (3)給食センター委託化及び再編

・令和5年度からの円滑な業務開始の向け、業務内容等について受託予定事業者と十分すり合わせを行う。

・発注済の契約案件の確実な完了と再利用調理機器の年度内移設を完了する。

・横手市学校給食センター設置条例の一部改正(大森センター廃止)を3月議会に上程する。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

### (1)安全で信頼される学校給食の提供

・食の安全を第一にHACCPに基づく衛生管理や各種対応マニュアルの遵守徹底により重大事故や給食停止はなかったが、異物混入事案や調理機器等の不調による遅延が発生していることから、引き続き各種研修やミーティングを通じて安全意識の高揚を図る必要がある。

・令和5年度から平鹿・雄物川センター調理業務が民間委託となることから委託事業者との連携を図りながら引き続き衛生管理の徹底を図る。

### (2)食育活動の推進

・地場産野菜の使用については、夏場の天候不順の影響により例年好調の9月～11月の割合が低迷したため、昨年を大きく下回る見込みとなった。(R4年1月前年比▲7.8P)地元農家会等(納入業者)との情報交換を密にしより計画的な納入に繋がるよう連絡調整を図る必要がある。

・コロナ禍において徐々にではあったが栄養教諭等による食育指導の機会が増えたことにより、学校へ出向き各教科担任と連携し、計画的に食に関する指導を行った。また、地域食材を使用し月一回「統一料理」を提供、「よこてのごっつお給食」「減塩こんだて」などを実施しながら食への関心を高めることができた。学校と連携しながら食育活動の向上に努める。

・給食で提供した特色ある献立内容をホームページで紹介することができた。

### (3)給食センター委託化及び再編

・業務委託契約を予定通り契約し、受託事業と令和5年4月からの円滑な業務開始に向け調整を図った。

・当初予定していた調理機器等の発注と移設業務を確実に履行することができた。

・関係条例等の改正手続きを遺漏なく実施した。